

令和5年度第1回香川県広域水道企業団運営協議会議事録

- 日 時 令和5年10月20日（金）15：30～16：06
- 場 所 香川県庁本館21階特別会議室
- 出席者 「出席者名簿」のとおり
- 次 第
 - 1 開会
 - 2 会長（知事）挨拶
 - 3 議題

香川県広域水道企業団議会への提出議案等について

 - （1）予算議案
 - ・令和5年度水道事業会計補正予算
 - （2）予算外議案
 - ・条例改正（「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」名称変更）
 - ・水道事業会計、工業用水道事業会計の決算認定等
 - （3）報告事項
 - ・資金不足比率
 - （4）香川県水道広域化基本計画（施設整備計画及び財政収支見通し）のローリングについて
 - （5）水道料金統一化の取組について
 - （6）香川県広域水道企業団の身分移管について
 - 4 閉会
- 配付資料
 - 【資料1】令和5年11月香川県広域水道企業団議会定例会について
 - 【資料2】令和5年11月香川県広域水道企業団議会定例会議案の概要
 - 【資料2－1】令和4年度決算参考資料
 - 【資料3】香川県水道広域化基本計画（施設整備計画及び財政収支見通し）のローリングについて
 - 【資料4】水道料金統一化の取組について
 - 【資料5】香川県広域水道企業団の身分移管について
 - 【資料6】令和5年11月香川県広域水道企業団議会定例会議案
 - 【資料7】令和5年度補正予算説明書
 - 【資料8】令和4年度水道事業及び工業用水道事業会計決算書
 - 【資料9】令和4年度決算に基づく資金不足比率報告書
 - 【資料10】令和4年度水道事業及び工業用水道事業会計決算審査意見書
 - 【資料11】令和4年度決算に基づく資金不足比率審査意見書

■ 議事

○ 司会（植松事務局長）

失礼いたします。皆さんお揃いになられましたので、ただ今から、令和5年度第1回香川県広域水道企業団運営協議会を開催いたします。

まず、開会に当たりまして、本協議会会長であります池田知事から挨拶を申し上げます。

○ 会長（知事）

皆様こんにちは。今日はお忙しい中、香川県広域水道企業団運営協議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

皆様方には、企業団の安定的な運営、そして安定的な県民への水の供給につきまして、日頃より努力をいただき、取り組んでいただいておりますことに心よりお礼を申し上げたいと思います。

企業団の経営については、もともと人口減少の中の給水収益の減少という背景、それと、施設の老朽化という厳しい背景状況がございます。

昨今は、資材の高騰や燃料の高騰という、運営には厳しい状況があるところでございますけれども、そういった中でもいろいろ工夫をしながら、皆様方にご努力いただき、安定供給が達成できていると思います。これからもこの問題を前提にしながら皆様と取り組んでいく必要があります。

特に、令和10年度からの次期施設整備計画、そしてそれに基づく統一料金の設定、これが将来、中長期的にわたって水道企業団が安定的に運営していくことの最大のポイントになってくると思いますので、そういったものを踏まえながら今やるべきことに取り組んでいく必要がございます。どうぞよろしく申し上げます。

今日の運営協議会は、来月21日に開かれる予定の企業団議会の方に提出いたします。予算議案、条例議案、そして令和4年度の決算。そして、香川県広域水道企業団の基本計画のローリング（見直し）と、水道料金統一化の現在の取組状況、そして以前より課題となっております企業団の身分移管。この点についてご協議をさせていただきます。

この後、副企業長からご説明いたします。

皆様方にはよろしくご審議いただきますようお願い申し上げまして冒頭のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○ 司会（植松事務局長）

それでは、議事に移らせていただきます。本協議会規則第4条第1項の規定によりまして、会長が会議の議長となることとなっておりますので、会長よろしく申し上げます。

○ **議長（会長：知事）**

それでは早速議事に移らせていただきます。皆様方には改めてご協力よろしくをお願いいたします。

まず、1の予算議案から3の報告事項まで、事務局からご説明をお願いいたします。

○ **事務局（高木副企業長）**

副企業長の高木でございます。着席にてご説明させていただきたいと思っております。

最初に、お手元の資料1をご覧ください。

企業団議会につきましては、香川県広域水道企業団議会定例会に関する条例に基づき、年2回定例会を開催することとなっており、今年度第1回目の企業団議会定例会を来月21日午前10時から、香川県庁本館21階特別会議室で開催する予定としております。

当日の議事内容はご覧のとおりでございます。

資料に沿って、順にご説明させていただきますが、まず、ローマ数字のⅠ、議案とⅡ報告事項について説明いたします。

資料2の議案の概要をご覧ください。

今議会に提出いたします議案は、予算議案が1件、予算外議案が3件でございます。

議案の概要1ページをご覧いただきたいと思います。

予算議案でございますが、令和5年度香川県広域水道企業団水道事業会計補正予算議案でございます。

2ページをお開き願います。

補正予算の概要についてでございます。

先にご報告させていただきました、旧小豆島町水道事業の給水区域における水道料金の誤徴収について、企業団では、事業を開始した平成30年4月1日までさかのぼって、返還対象者の特定と返還金額の確定作業を進めてまいりました。

その結果、返還対象件数は約1,100件、返還金額は6,700万円程度となる見込みで、現在、返還金額が確定した方から、順次、当初予算で計上している、小豆ブロック統括センター分の過年度損益修正損と予備費5,000万円を活用して、返還作業を進めているところでございます。

今回の補正予算は、上側の表の太い枠のところをご覧くださいと思いますが、当初予算では不足する1,600万円について、小豆ブロック統括センター分の過年度損益修正損を増額補正するとともに、今後の不測の事態に備えるため、新たに予備費2,000万円を確保しようとするものでございます。

今後このような問題を起こすことのないよう、職員のコンプライアンス意識の徹底を図ってまいります。

3 ページをご覧ください。

債務負担行為についてでございます。

最初の水道料金等コンビニエンスストア等収納事務につきましては、水道料金等の収納率の向上を図ることを目的に収納事務をコンビニエンスストア等に委託するため、債務負担の追加を行うものでございます。

2 番目の東讃地区広域監視システム設置工事につきましては、半導体需要のひっ迫による半導体素子の納期遅延等に伴い工期が延長となるため、限度額 1 億 8,000 万円、期間を令和 6 年度とした債務負担の追加を行うものでございます。

最後の西讃地区広域監視システム設置工事につきましては、詳細設計による再調査の結果、既設通信装置盤の機能増設が必要となったこと及び半導体不足による機器費の上昇により、工事費が増額となることから、限度額を 6 億円とする債務負担の変更を行うものでございます。

以上が予算議案の概要でございます。

続きまして、予算外議案でございますが、4 ページをお開きいただきたいと思います。

第 2 号議案の香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例議案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもので、これまでは、緊急事態宣言時に、国や他の地方公共団体から派遣された職員に支給していた派遣手当について、政府対策本部設置時から支給することとしたため、手当の名称を改正するものでございます。

施行期日は、公布の日とし、同法が施行された令和 5 年 9 月 1 日から適用することとしています。

5 ページをご覧ください。

第 3 号議案の令和 4 年度香川県広域水道企業団水道事業会計の決算の認定及び未処分利益剰余金の処分についてでございます。

まず、令和 4 年度の水道事業会計の決算の概要でございますが、1 の業務量につきましては、給水人口、年間給水量とも減少傾向にはありますが、有収率は約 89 パーセントと前年度とほぼ同水準となっております。

6 ページをお開き願います。

2 の予算執行状況、(1)収益的収支についてでございますが、収支差引の限度額は、b 列の一番下でございますが、税込みで 20 億円余の黒字となっております。

7 ページをご覧ください。

(2)の資本的収支のうち、建設改良費の決算額は、b列、上から6行目、かっこ書きでございますが、123億円余となっております。

なお、建設改良費の翌年度への繰越額は、c列、同じく上から6行目、64億円余となっております、その財源につきましては、右下注2のとおり、3億1,000万円余を国庫補助金、7億9,000万円余を企業債、5,900万円余を出資金等、52億9千万円余を自己資金で賄うこととしております。

また、資本的収支の収支差引の決算額は、b列の一番下でございますが、105億円余の収支不足となっており、左下注1のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8億7千万円余、減債積立金、他団体借入金償還積立金及び建設改良積立金18億4千万円余、損益勘定留保資金78億7千万円余で補てんすることとしております。

8 ページをお開き願います。

3の経営成績及び財政状態のうち、まず、(1)経営成績でございます。

総費用は205億300万円、総収益は216億4,400万円で、当年度純利益として11億4,100万円を確保しておりますが、令和4年度は、営業費用196億4,300万円に対し、営業収益が192億1,500万円と、企業団設立以来初めて、営業費用が営業収益を上回り、営業損失が発生いたしました。※印記載のとおり営業損失が4億2,800万円でございます。

要因としては、給水収益の減少に加え、電気料金の高騰や物価高による物件費の増加などの影響が大きいと考えており、今後しばらくは、こうした状況が続くことも想定されることから、コスト意識の徹底を図り、経費の節減に努めてまいります。

9 ページをご覧ください。

(2)財政状態でございます。資産総額は、2,587億9,700万円、負債から繰延収益を除いた実質負債は666億2,100万円、資本は1,516億6,600万円となっております。

10 ページをお開き願います。

4の未処分利益剰余金の動き及び処分案でございます。令和4年度末の未処分利益剰余金残高は、表の中ほどになりますが、29億8,100万円となっており、表下段の処分案のとおり処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

具体的な処分方法として、12億2,600万円を減債積立金に、4,000万円を建設改良積立金に、500万円を他団体借入金償還積立金に、それぞれ積み立てるほか、17億1,000万円を資本金に組み入れることとしております。

11 ページをご覧ください。

5のキャッシュ・フローでございます。

令和4年度は、業務活動により83億6,000万円余の増、投資活動により94億3,000万円余の減、財務活動により2億8,000万円余の減の差引13億6,000万円の減となっており、期末残高は302億6,000万円余となっております。

12ページをお開き願います。

6の施設整備費の概況でございます。管路の新設、更新、浄水施設の更新等、施設整備にかかる事業費として、表の中段になりますが、令和4年度執行額は114億3千万円余、翌年度繰越額は64億5千万円余となっております。

13ページをご覧ください。

7の構成団体からの繰入金の状況でございます。令和4年度は、丸亀市が実施した水道料金基本料金免除の補てんに係る負担金や、施設整備に充てる企業債の償還に係る補助金、経年施設更新整備事業や椋川ダム建設等に係る出資金等、事業収益、資本的収入、合わせて10億円余を繰り入れております。

14ページをお開き願います。

企業団では、令和9年度末の区分経理満了時に遵守すべき財政収支の目標値として、給水収益に対する企業債残高の比率を3.5倍以内、同じく内部留保資金の比率を0.5倍程度の目標値を掲げており、令和4年度末の実績値は、企業債残高の比率が2.78倍、内部留保資金の比率が1.23倍となっております。

以上が、水道事業会計の決算の概要等でございます。

なお、事業体ごとの決算につきましては、資料2-1の香川県広域水道企業団決算参考資料に掲載いたしております。説明は省略をさせていただきたいと思っております。

続きまして、15ページからは、第4号議案令和4年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計の決算の認定及び未処分利益剰余金の処分についてでございます。

1の業務量につきましては、令和4年度の給水事業所数は、前年度から2事業所が増加、1事業所が減少して、41事業所となっており、年間有収水量は2,025万立方メートル余で前年度から微減となっております。

16ページをお開き願います。

2の予算執行状況、(1)収益的収支でございますが、収支差引の決算額は、b列の一番下でございますが、税込み1億8,200万円余の黒字となっております。

17ページをご覧ください。

(2)の資本的収支のうち、建設改良費の決算額は、b列上から6行目、かっこ書きになりますが、2億4,600万円余となっております。

なお、建設改良費の翌年度への繰越額は、c列、同じく上から6行目、2億1,500万円余となっており、その財源につきましては、右下注2のとおり、800万円を出資金等、2億700万円余を自己資金で賄うこととしております。

また、資本的収支の収支差引の決算額は、b列の一番下でございますが、3億600万円余の収支不足となっており、左下注1のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,100万円余、減債積立金及び他団体借入金償還積立金1億800万円余、損益勘定留保資金1億7,600万円余で補てんすることとしております。

18ページをお開き願います。

3の経営成績及び財政状態のうち、まず、(1)経営成績であります。

総費用は5億6,600万円、総収益は7億2,700万円で、当年度純利益は1億6,100万円となっております。

19ページをご覧ください。

(2)の財政状態でございます。資産総額は97億9,400万円、負債から繰延収益を除いた実質負債は24億200万円、資本は65億4,000万円となっております。

20ページをお開き願います。

4の未処分利益剰余金の動き及び処分案でございます。

令和4年度末の未処分利益剰余金残高は、表の中ほどになりますが、2億7,000万円となっており、表下段の処分案のとおり処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

具体的な処分方法として、5,900万円を減債積立金に、4,200万円を建設改良積立金に、6,000万円を他団体借入金償還積立金に、それぞれ積み立てるほか、1億900万円を資本金に組み入れることとしております。

21ページをご覧ください。

5のキャッシュ・フローでございます。

令和4年度は、業務活動により4億6,000万円の増、投資活動により2億400万円の減、財務活動により7,100万円の減で、差引1億8,500万円の増となっており、期末残高は18億7,700万円となっております。

22ページをお開き願います。

6の施設整備費の概況でございます。

管路の更新にかかる事業費として、3行目になりますが、令和4年度執行額は2億3,300万円、翌年度繰越額は2億1,500万円となっております。

以上が、工業用水道事業会計の決算の概要等でございます。

予算外議案については、以上でございます。続いて、報告事項について、ご説明させていただきます。

23 ページをお開きください。

資金不足比率の報告でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、令和 4 年度決算に基づく資金不足比率を報告するものであり、水道事業会計、工業用水道事業会計とも、資金不足の状態にはございません。

報告事項については、以上でございます。

○ **議長（会長：知事）**

それでは、今ご説明をいたしました内容につきまして、ご意見やご質問を願 います。よろしくお願いいたします。

（意見なし）

よろしいですか？（はい。）ありがとうございます。

それでは、議題 1 の予算議案から 3 の報告事項については、以上のとおりで議会のほうに報告をしたいと思えます。

次に、香川県水道広域化基本計画のローリングについて、事務局から説明をお願いします。

○ **事務局（高木副企業長）**

それでは、香川県水道広域化基本計画のローリングについてご説明いたします。

お手元の資料 3、香川県水道広域化基本計画施設整備計画及び財政収支見通しのローリングについてをご覧ください。

基本計画の施設整備計画及び財政収支見通しについては、毎年度ローリングを行っておりますが、今般、令和 4 年度決算等を踏まえ、見直しを行いましたので、その結果について、ご説明いたします。

それでは、1 ページをご覧ください。

はじめに、概要についてご説明いたします。

なお、今回ローリングを行った、企業団全体の財政収支試算を別添 1、A3 の資料でございますが、別添 1 を添付しておりますので、あわせてご確認いただければと思えます。

まず、収益的収支についてでございます。昨年度のローリングの内容と比較すると、有収水量の減少に伴い料金収入が減少する一方で、支出について

は物件費急増の影響により大幅に増加する見込みとなっております。このため、損益は急激に悪化するものと見込んでおります。

次に、資本的収支についてでございますが、施設整備計画については、表にありますとおり、昨年11月のローリングと比べ、1 広域水道設備費は約11億円の減、2 経年施設更新整備事業費は約85億円の減、3 その他建設改良事業費は約14億円の減としており、総額では、約110億円減の1,316億円余を見込んでおります。

なお、国の交付金につきましては、約11億円減の約144億円余を見込んでおります。

昨年度のローリングと異なっている内容については、表の下に記載のとおり、広域につきましては、令和6年度の次期施設整備計画概案の策定、及びこれと整合した令和9年度までの施設整備計画策定に向けて、一部工事の実施時期を令和10年度以降とするなど見直しを行っております。

経年施設更新整備事業費については、財政収支の2つの目標指標一つは給水収益に対する企業債残高の比率を3.5倍以内、もう一つは、同じく給水収益に対する内部留保の比率を0.5倍程度、であります。これら指標達成のために17事業体全てにおいて、施設の重要度・老朽度に加え、過去の漏水・故障実績等から総合的に判断し、優先順位の見直しを行い、工事の一部を先送りするなど事業費平準化等を踏まえた年度間調整を行っております。

なお、今回の調整により、基幹管路の耐震化率は、当初計画における区分経理満了時の見込み36.3%を下回る見通しとなっておりますが、令和6年度に予定している令和9年度までの施設整備計画の見直し及び財源確保のあり方の整理の中で、管路耐震化の事業体ごとの取組について整理してまいりたいと考えております。

その他建設改良事業費については、道路工事などに伴う管路等の支障移転によるもののほか、水資源機構の実施する香川用水施設緊急対策事業の負担金などを見込んでおります。

2 ページをご覧ください。

2 財政収支見通しについてでございます。

有収水量については、近年の人口の減少傾向なども踏まえて見直しを行い、10億8,300万立方メートルと見込んでいます。

また、目標指標については、内部留保は、今回のローリングでは0.70倍となっており、昨年度のローリング時点より、若干改善しております。一方、企業債残高は3.50倍と、目標値の上限に達しており、厳しい状況が見込まれるところでございます。

供給単価については、1立方メートル当たり178円と昨年度のローリング時点と同様の値となっております。

なお、欄外に記載しておりますとおり、6つの事業体につきましては指標を達成できていないことから、財源確保について、各市町と協議を行っているところでございます。

次に、3基本計画との比較についてでございます。

基本計画との比較では、収益的収支については、収入は、修繕引当金の特別利益化により計画を若干上回るものの、支出は物価高騰の影響等により大幅に増加することから、損益は大幅に悪化する見込みです。

資本的収支については、工事費について、広域及び経年更新は減額となる一方、道路、下水道工事などに伴う管路支障移転工事等その他建設改良の実施により、収支不足額が大幅に拡大する見通しです。

なお、別添2をご覧くださいと思います。A4の資料でございますが、別添2でございます。建設コストと事業効果のイメージを示した図をでございます。建設資材の上昇等により、物価上昇が当初想定を大幅に上回る見通しであり、このため、計画期間の10年間で約100億円の事業効果の減少が生じたものと想定されております。

2ページにお戻りいただきたいと思っております。

こうしたことから、統一料金につきましては、当初見込んでいた家庭用、月20立法メートルでのモデル料金2,900円は、実現困難な見通しとなっております。

最後に、4今後の対応でございます。

まず、別添の3、A4の資料でございますが、別添3をご覧くださいと思います。

今回のローリングを踏まえた、事業体別の2指標の状況について、一覧しております。

真ん中②は、今回のローリングに当たり、それぞれの事業体が予定どおり事業を実施した場合、言い換えれば、先ほどご説明した工事の先送りや年度間調整を行わなかった場合の財政収支見通しでございます。

ご覧のとおり、全事業体において指標が達成できない状況となっており、そのため、今回、経年施設更新整備事業費を中心に事業に優先順位をつけながら調整を行ったわけでございますが、そうした調整を行っても、なお、財政収支見通しは、左端③のとおりとなっております。

また、基幹管路耐震化率についても、調整前においても、基本計画を下回る見込みでございましたが、さらに率が下回ることとなり、非常に厳しい状況となっております。

2 ページにお戻りいただきまして、4 今後の対応でございます。

こうしたことから、まず、指標を達成できていない6つの事業体については、必要な財源確保について、当該市町と早急に協議を進めてまいります。

また、今年度のローリングでは、6つの事業体以外にも財政状況が厳しい見通しの事業体がいくつかあり、また、企業団全体としても施設整備計画の財源確保が重要な課題となっていることから、来年度、令和9年度までの施設整備計画の見直しと財源確保のあり方の整理を行いたいと考えております。

基本計画のローリングについては、以上でございます。

○ **議長（会長：知事）**

ありがとうございます。それではこの件についてのご質問、御意見をちょうだいしたいと思います。よろしく申し上げます。

（意見なし）

よろしいですか？それでは、非常に厳しい状況の中でございますけれども、協議を、別添3をもとにさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

それでは次に、5番の水道料金統一化の取組について、事務局から説明をお願いします。

○ **事務局（高木副企業長）**

それでは、水道料金統一化の取組について、ご説明いたします。

資料4 水道料金統一化の取組についてをご覧ください。

資料4 でございます。

1の全体スケジュールにつきましては、これまでにご説明させていただいた内容と同じでございますので、2の令和5年度の取組をご覧いただければと思います。

今年度は、3回の審議会を開催する予定としておりまして、第1回審議会については、既にご報告のとおり、本年7月27日に開催し、企業団の今後の水道料金のあり方について、諮問するとともに、企業団の現状について説明いたしました。

今後、12月と来年3月に審議会を開催したいと考えており、この2回の審議会では、表の下に記載のとおり、香川県水道広域化基本計画において、料金については、高松市の料金体系を軸に統一することを基本とするとしていることを踏まえまして、高松事業体の料金体系を中心に、各事業体の料金体系の現状を検証し、料金水準のほか、料金体系の検討課題となる、基本料金と従

量料金のバランスや、従量料金の逡増度など、今後の論点を整理していくこととしております。

審議会の資料や審議会での議論の状況については、随時、ご報告させていただきますので、引き続き、ご理解、ご協力をお願いする次第でございます。

以上が、水道料金統一化の取組についてでございます。

○ **議長（会長：知事）**

はい、ありがとうございます。それでは、この資料4の内容、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

（意見なし）

よろしいですか？（はい。）

じゃあ、引き続き情報提供しながら説明していきますので、よろしく願いします。

それでは次にですね、6番「香川県広域水道企業団の身分移管について」、事務局から説明をお願いします。

○ **事務局（高木副企業長）**

それでは、職員の身分移管について、ご説明いたします。

資料5の香川県広域水道企業団の身分移管についてをご覧ください。

企業団では、職員の身分移管に係る労働条件について、労働組合と協議交渉を行っておりますが、組合執行部の一定の理解が得られ、現在、労働組合において組合員への説明、意見聴取が行われております。

組合側の理解が得られれば、確認書を締結し、身分移管を開始することとなりますので、身分移管に係る労働条件の概要と今後のスケジュールについてご説明させていただきます。

まず、身分移管職員の給与及び勤務条件等についてでございますが、原則として国・県に準拠したものとしております。

具体的には、給料については、国に準拠した9級制の給料表とし、身分移管時の給料の級号給は、同額又は直近上位となるよう決定いたします。また、その他給料の運用については、原則として県に準拠しております。

次に、手当についてでございますが、地域手当は県内一律3.2%としております。また、管理職手当の支給対象は職務の級が6級以上とし、金額は県に準拠しております。特殊勤務手当は、構成団体に支給されている手当を支給することとし、期末勤勉手当は国に準拠しております。

次に、休暇、職専免については、県に準拠しております。

また、福利厚生については、香川縣市町村職員共済組合及び香川縣市町村職員互助会に加入することとしております。

次に、60歳以降の働き方についてでございますが、60歳以降の制度については、原則、国に準拠しております。ただし、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の給料月額等の職務の級は原則4級とします。

最後に、その他にありますとおり、身分移管に伴い生じる不利益については、必要な是正措置を講ずることとしております。一例といたしまして、地域手当について、現在、高松市の派遣職員については、地域手当の支給割合が6%となっていることから、高松市から身分移管した職員については、当分の間、経過措置として、高松市に在勤する場合に限り、6%の地域手当を支給することとしております。

次に、労働組合の理解が得られた場合のスケジュールでございますが、記載のとおり、11月上旬に職員説明会を実施いたしまして、12月中旬には身分移管希望者からの同意書を受領することとしており、年明けからは具体的な手続きを進めていきたいと考えております。

また、資料にはございませんが、身分移管は3年間の集中取組期間を設けて実施することとしており、予定通り進めば、令和6年4月、令和7年4月、令和8年4月で行うこととなります。

なお、今後、身分移管とともに、これまで以上に新規採用職員の確保を図ってまいります。現状では、令和10年度以降も構成団体から一定数の職員派遣を継続していただく必要がございますので、皆様方には、これまで以上のご理解、ご協力を重ねてお願いする次第でございます。

職員の身分移管についての説明は、以上でございます。

○ **議長（会長：知事）**

ありがとうございました。それでは、この身分移管についてのご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

○ **東かがわ市 上村委員**

はい。

○ **議長（会長：知事）**

どうぞ。

○ **東かがわ市 上村委員**

お世話になっております。東かがわ市です。

この身分移管の職員説明会と身分移管同意書の配布についてお伺いしたいです。基本は今現在派遣している職員対象っていうところになるのかなと想定しておりつつ、ちょっと以下の発言はなかなか立場として辛いものがあるのですが、派遣はしていないけども企業団に身分移管を希望する、現在市役

所内部で働いている職員もいる可能性はあると思っています。とした場合、市から企業団に希望した場合、例えば、市役所の中でこの説明会であったりとか、身分移管同意書の配布をお願いすることは可能でしょうか？

○ **事務局（高木副企業長）**

ご意見どうもありがとうございます。

身分移管につきましては、初めて実施するというのもございますので、予期せぬ業務の発生なども考えられ、まずは、現在企業団に派遣されている職員を対象に進めてまいりたいというふうには考えているところでございます。

今、市長さんおっしゃる通り、そういった方もおいでようかと思っておりますので、そういった方々がもしおいでる場合、構成団体から直接身分移管を希望するというようなケースに当たろうかと思っておりますが、派遣元の人事当局ともよく相談させていただいた上で対応させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○ **東かがわ市 上村委員**

分かりました。ありがとうございます。

○ **議長（会長：知事）**

ありがとうございます。他にありますでしょうか？よろしいですか？

（意見なし）

はい、ありがとうございます。

それでは、このようなスケジュール・内容で進めていきたいと思ひます。

それでは、これで本日予定していた内容は以上でございます。他に企業団の事務・運営に関わりまして、何かご発言ありましたらご遠慮なくお願ひします。

（なし）

よろしいですか？ありがとうございます。

それでは皆様方のご協力によりまして、円滑に終了できましたことを心よりお礼申し上げます。それではこれを持ちまして、令和5年度第1回の香川県広域水道企業団運営協議会を終了させていただきます。本日はありがとうございます。

（16：06 閉会）